



平成29年5月18日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫
代 表 者 名 理 事 長 田 邊 光 雄
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 高 橋 裕 司
(TEL. 03-5202-7624)

定款の一部変更に関するお知らせ

本中金は、本日開催の理事会において、平成29年6月21日開催予定の第77回通常総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)の施行に伴う信用金庫法(昭和26年法律第238号)の一部改正により、内閣総理大臣の認可を受けて、業務高度化等会社^{*}の総株主等の議決権の10%超を取得し、または保有することが可能となったことから、本中金の認可対象会社に業務高度化等会社を追加するため規定を新設するとともに、必要な規定の整備を行う。

※ 業務高度化等会社とは、信用金庫法第54条の23第1項第11号の3に掲げる、情報通信技術その他の技術を活用した信用金庫連合会の同法第54条第1項各号に掲げる業務を行う事業の高度化もしくは信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社をいう。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり

3. 変更日

行政当局の認可を受けた日

以 上

本件に関するお問合せ先

信金中央金庫 IR広報室 TEL. 03-5202-7700

定款変更案

現 行	変 更 後
<p>(認可対象の子会社)</p> <p>第 44 条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社（信用金庫法第 54 条の 23 第 6 項に規定する認可対象会社をいう。）については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(認可対象会社)</p> <p>第 44 条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社（信用金庫法第 54 条の 23 第 6 項に規定する認可対象会社をいう。）については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすること <u>(第 5 号の会社にあつては、本金庫またはその子会社が合算して同法第 54 条の 25 第 1 項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、または保有すること)</u> ができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 情報通信技術その他の技術を活用した本金庫の信用金庫法第 54 条第 1 項各号に掲げる業務を行なう事業の高度化もしくは本金庫の利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社</u></p>